



市役所からのお知らせ

●文中「SC」はサービスセンターの略

児童手当現況届の提出はお済みですか

児童手当を受けているかたに、6月上旬に「現況届」の黄色の用紙を送付しました。まだ提出されていないかたは、お早めに提出してください。なお、公務員は、職場での手続きになります。

提出先(いずれも平日)子ども総務課(市役所2階)、各市民SC(中央・東部を除く)、駅東SC、岩見三内・大正寺の各連絡所

●問い合わせ 子ども総務課
☎(888)5689

「あきたで長く楽しむ」暮らすための「研究室」

第2回公開講座を開催します。運動・食生活・社会参加の3分野を3人1組で3か月行う「ふじ33プログラム」を開発し、普及を図っている、静岡県健康増進課総合健康班長の川田典子さんが、「自分のまちで、地域のみならず運動する」をテーマに講演します。参

加無料。先着150人。

日時▶7月10日(日)午前10時～11時

30分 会場▶中央市民SC多目的

ホール(市役所3階)

申し込み▶電話、FAX、Eメールのいずれかで、氏名、電話番号、参加人数、手話通訳希望の有無を長寿福祉課エイジフレンドリーサイト推進担当へ。☎(888)5666 FAX(888)5667 Eメール ro-wfkg@city.akita.jp

国民年金保険料の免除申請を受け付けます

平成28年度国民年金保険料の免除申請を7月から受け付けます。国民年金には、所得の減少や失業などで保険料の納付が困難なときに、本人の申請により免除される制度があります。

免除には、「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」があり、本人、配偶者、世帯主の所得で審査されます。また、50歳未満のかた(学生を除く)が対象の「納付猶予制度」もあります。

免除申請などが承認されると…

・免除された期間は、年金を受けるための資格期間(25年)に入ります。一部免除は、その保険料を納付すると資格期間に入ります(障害基礎年金の要件である納付済期間にも入ります)

・免除・猶予された期間の保険料

は10年以内なら後で納めること(追納)ができ、納めた分は年金受給額に反映されます(3年目以降の分を追納する場合、当時の保険料に加算額が足されます)

*学生を対象とした「学生納付特例」もあります。詳しくは国保年金課へ。☎(888)5633

免除の申請窓口(平日のみ)

国保年金課(市役所1階)、各市民SC(中央・東部を除く)、駅東SC、岩見三内・大正寺の各連絡所

必要なもの

年金手帳、印鑑、失業や災害などが理由のかたは、それを証明する書類(雇用保険受給資格者証、離職票、罹災証明書など)

免除の申請期間

申請日から原則2年1か月前まで。申請は年度単位となります。なお、国民年金保険料の年度区分は「7月～次の年の6月」です

審査結果

日本年金機構から通知書が送られます。詳しくは、秋田年金事務所へお問い合わせください。

☎(865)2399

地域の雑草を刈り取って環境美化に努めましょう

7月中旬から9月下旬頃までは、空き地などに雑草が多く生

え、まちの美観を損ない、蚊など害虫の発生源になるほか、不審火の原因にもなります。所有者、管理者が雑草を刈り取って、環境美化に努めましょう。

なお、草刈機を無料で貸し出します。申し込みはアメリカシロヒトリ防除室へ。☎(823)3061

刈り取った草の処理

乾燥させてから、直接、総合環境センター(河辺豊成)へ搬入してください。受入時間は月～土曜(祝日を除く)、午前8時～午後4時。その際、ごみ処理手数料(10kgにつき115円)がかかります。

また、刈った草の搬出を業者に依頼したいときは、市の許可を受けた業者(運搬費など有料)を紹介するので、公園課へお問い合わせください。☎(888)5753

緑化コンクールの参加者を募集します

町内会、老人クラブ、子ども会、職場などの団体や家庭の花壇が対象です。書類審査と巡回審査で特別優秀賞や優秀賞などを決定します。詳しくは、お問い合わせください。

申し込み▶所定の申込書で、7月29日(金)までに秋田市民憲章推進協議会事務局(市役所2階の中央市民SC内)へ。☎(888)5653

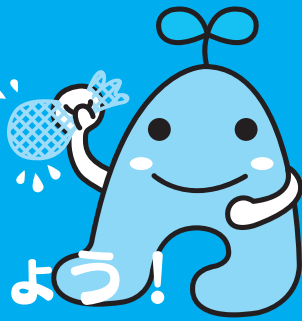
市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、下記ページをご覧ください。

▶公式ホームページ <http://www.city.akita.akita.jp/>

▶公式ツイッター <https://twitter.com/akitacity>

▶秋田市役所Facebookページ <https://www.facebook.com/city.akita>

生ごみは 水きり してから 捨てましょう!



家庭ごみの半分は生ごみです。夏場は果物の皮など、特に水分を含んだ生ごみが出る傾向にあります。

捨てる前にぎゅっとひとしぼりすると約10%の水分を抜くことができ、ごみのおいも軽減できます。今日から実践しましょう!

ごみ減量 アクション

日時▶7月16日(土)10:00~15:00
会場▶にぎわい交流館1・2階

ごみ減量に役立つ講座やマイバッグ作りコーナー、パネル展示など。入場無料。アンケートに答えて、ごみ減量グッズが当たるガラポン抽選会もあります!

講座(申し込みが必要です)

申し込みは、7月4日(月)8:30から環境都市推進課へ。☎(888)5708

■藍染めで小風呂敷づくり講座

(10:30~12:00・定員30人)

マイバッグにもなる小風呂敷づくり

■生ごみ堆肥づくり講座

(10:00~12:00・定員20人)

コンポスターやEM菌バケツを使った堆肥づくりを紹介します。参加者には、EM菌バケツの基材一式を差し上げます



割れたびんは 家庭ごみへ

作業員がけがをする恐れがありますので、割れたびんは資源化物の回収箱には絶対に入れないでください。割れたびんは、新聞紙などで包み、黄色の家庭ごみ用袋の真ん中に入れ、家庭ごみの日に出してください。

西部市民SCの自動交付機(住民票の写しなどを交付)が、7月2日(土)・3日(日)に利用できません。他の施設の自動交付機が駅東SCの窓口をご利用ください。市民課 ☎(888)5626

交通事故から 命を守りましょう!

■7月は「シートベルト・チャイルドシート着用推進運動」強化月間

シートベルトは「命のベルト」。後部座席も含め、すべての座席で正しく着用しましょう。また、乳幼児を車に乗せるときは、体格に合ったチャイルドシートを必ず使用しましょう。

■夜間は必ず自転車のライトを点灯しましょう

自転車のライトは前方を照らすだけでなく、周囲の人に自分の存

在を知らせ、交通事故防止にとっても効果的です。夜間は必ずライトを点灯しましょう。

●問い合わせ

交通政策課 ☎(888)5766

消費者トラブルの相談は 市民相談センターへ

悪質商法による被害、商品・サービスやアパート退去時のトラブル、多重債務など、契約や取り引きの相談に消費生活相談員が応じます。相談受付は平日の午前8時30分から午後5時15分までです。また、講師を無料で派遣する

「消費生活出前講座」も開催しています。ぜひ、ご利用ください。

●問い合わせ

市民相談センター ☎(888)5648

シルバー人材センターの 会員を募集しています

秋田市シルバー人材センターでは、健康で働く意欲がある原則60歳以上のかたを対象に会員を募集しています(年会費3千500円)。会員には公共団体や企業、家庭などから引き受けた仕事を紹介します。内容などに応じて報酬を支払います。また、仕事に結びつく技

能の取得と向上のため、各種技能講習会も開催しています。

入会説明会▶毎月第2・4水曜日、午後1時30分から秋田市シルバー人材センター(八橋の秋田市老人福祉センター内)で。直接会場へ

■各種お仕事を引き受けます

豊富な技能・経験を持った会員がみなさんのご家庭や事業所などから仕事をお引き受けします。内容により料金が異なります。詳しくはお問い合わせください。

内容▶庭木の剪定、草刈り、障子・ふすま貼り、大工・左官工事など

●問い合わせ 秋田市シルバー人材センター ☎(863)5900